

## 国に私学助成の拡充を求める意見書

私学は公教育の場として大きな役割を果たしているが、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担によるものである。

高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金により、学費の公私間格差は一定程度是正され、国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されたが、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても高額な負担が残る。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差も存在しており、この格差をなくしていくためには国の就学支援金制度の拡充が強く求められる。

よって、本市議会は、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう国に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

大和市議会